

特許権	判決年月日	令和3年12月15日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10089号		
<p>○発明の要旨認定について、特許請求の範囲の記載の意味内容が、明細書又は図面において、通常の意味内容とは異なるものとして定義又は説明されていない場合には、発明が属する技術分野における優先日前の技術常識を考慮した通常の意味内容により特許請求の範囲の記載を解釈するのが相当であるとした上で、技術常識を踏まえて特許請求の範囲の文言を解釈し、そのような解釈によれば、公知の発明に基づいて特許発明を容易に想到することができたとして、容易想到性を否定した審決を取り消した事例</p>				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項 123条1項2号

(関連する権利番号等) 特許第6328108号 無効2019-800027号

判 決 要 旨

- 1 被告は、発明の名称を「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー」とする特許第6328108号(請求項の数16,以下「本件特許」という。)の特許権者である。原告は、本件特許の無効審判(無効2019-800027号)を請求し、被告は特許請求の範囲の請求項1～15につき訂正請求をした。特許庁は、訂正を認め、本件特許に係る発明は公知の発明に基づいて容易に想到することができなかつたとして、本件審判の請求は成り立たないとする審決をした。原告は、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。
- 2 本判決は、発明の要旨認定について、特許請求の範囲の記載の意味内容が、明細書又は図面において、通常の意味内容とは異なるものとして定義又は説明されていない場合には、発明が属する技術分野における優先日前の技術常識を考慮した通常の意味内容により特許請求の範囲の記載を解釈するのが相当であるとした上で、技術常識を踏まえて特許請求の範囲の文言(請求項1及び16の「シートシェル」及び「支持部」という文言)を解釈し、そのような解釈によれば、公知の発明に基づいて特許発明を容易に想到することができたとして、容易想到性を否定した審決を取り消した。